七ヶ浜町第 6 期障害福祉計画
(第 2 期障害児福祉計画)[2021-2023]

計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

宮城県 七ヶ浜町

うみ・ひと・まち 七ヶ浜
TOWN OF SHICHIGAHAMA

□目次

第１章　障害福祉計画・障害児福祉計画について

第１節　障害福祉計画(障害児福祉計画)策定の根拠及び位置付け
第２節　第６期障害福祉計画に盛り込む内容
第３節　第２期障害児福祉計画に盛り込む内容
第４節　計画の期間
第５節　計画の体系
第６節　第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画に盛り込む障害福祉に関するサービス一覧

第２章　成果目標等

第１節　福祉施設入所者の地域生活への移行
第２節　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第３節　地域生活支援拠点等が有する機能の充実
第４節　福祉施設利用者の一般就労への移行
第５節　障害児支援の提供体制の整備等
第６節　相談支援体制の充実・強化等
第７節　発達障害者等に対する支援
第８節　障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

第３章　障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第１節　訪問系サービス
第２節　日中活動系サービス
第３節　居住系サービス
第４節　相談支援
第５節　障害児福祉サービス

第４章　地域生活支援事業について

第１節　理解促進研修・啓発事業
第２節　自発的活動支援事業
第３節　相談支援事業
第４節　成年後見制度利用支援事業
第５節　成年後見制度法人後見支援事業
第６節　意思疎通支援事業
第７節　日常生活用具給付等事業
第８節　手話奉仕員養成研修事業
第９節　移動支援事業
第10節　地域活動支援センター事業
第11節　日中一時支援事業
第12節　訪問入浴サービス事業

第１章　　障害福祉計画・障害児福祉計画について

第１節　障害福祉計画(障害児福祉計画)策定の根拠及び位置付け

七ヶ浜町第 6 期障害福祉計画(以下、「第 6 期障害福祉計画」と表記)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に規定されている「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」を根拠として策定します。

七ヶ浜町第 2 期障害児福祉計画(以下、「第 2 期障害児福祉計画」と表記)は、児童福祉法第 33 条の 20 に規定されている「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」を根拠として策定します。なお、同条第 6 項に「障害福祉計画と一体のものとして作成することができる」とあり、第 6 期障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定します。

第 6 期障害福祉計画と第 2 期障害児福祉計画は、障害福祉サービスに関する実施計画として位置付けます。

第２節　第６期障害福祉計画に盛り込む内容

第 6 期障害福祉計画は、障害者等の数やその障害の状況を勘案し、第 3 期障害者計画などの他の計画との調和を保ちながら、主に以下の項目について盛り込みます。

- 障害福祉サービス
- 相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス
- 指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み　など

第３節　第２期障害児福祉計画に盛り込む内容

第 2 期障害児福祉計画は、障害児等の数やその障害の状況を勘案し、第 3 期障害者計画などの他の計画との調和を保ちながら、主に以下の項目について盛り込みます。

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における区域ごとの指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み　など

第４節　計画の期間

令和３年度から令和５年度までの３年間とします。

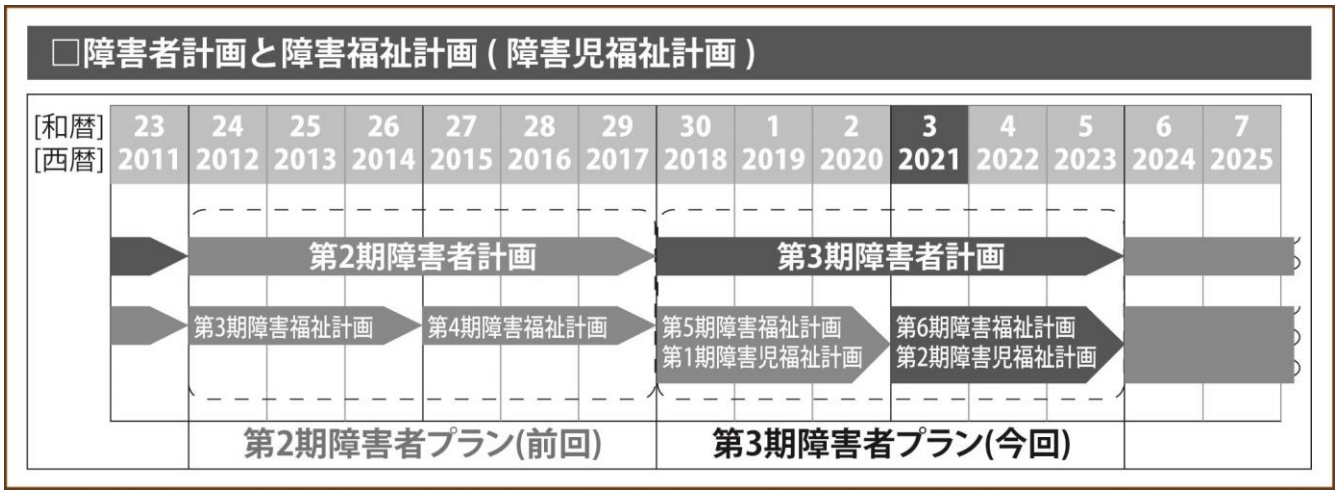

第５節　計画の体系

第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画は、以下の体系により構成されます。

1.成果目標等

福祉施設入所者の地域生活への移行などに関する障害福祉施策目標の設定等

2.サービス等の見込量及びその見込量確保のための方策

主に、自立支援給付（介護給付訓練等給付）と障害児支援などの障害福祉サービスに関する見込み量の設定やその方策等

3.地域生活支援事業

サービス利用者の個々の状況に応じて実施される、地域生活支援事業の実施に関する事項

第 6 節　第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画に盛り込む障害福祉に関するサービス一覧

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画に盛り込む障害福祉に関するサービスは、以下のとおりです。

1)訪問系サービス

番号	サービス名	説明
1	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
3	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
4	同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する人に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報の提供を行います。
5	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2)日中活動系サービス

番号	サービス名	説明
1	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
2	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
3	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
4	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
5	就労継続支援(A 型=雇用型・B 型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
6	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
7	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
8	福祉型　短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、福祉施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
9	医療型　短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、医療施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

3)居住系サービス

番号	サービス名	説明
1	自立生活援助	一人暮らしを希望する障害者が、安心して地域で生活ができるように、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力や生活力を補うよう助言や相談に応じます。
2	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
3	施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

4)相談支援

番号	サービス名	説明
1	計画相談支援	障害者や保護者、家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等の連絡調整、モニタリングを行います。
2	地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための活動に必要な相談、その他の必要な支援を行います。
3	地域定着支援	居宅において単身等で生活している障害者や、同居している家族からの緊急時の支援が見込めない利用者が、障害の特性に起因して生じた緊急事態への対応や相談を行います。

5)障害児福祉サービス

番号	サービス名	説明
1	児童発達支援	障害児に施設に通所させることで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
2	医療型児童発達支援	障害児に施設に通所させることで、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うほか、治療などの医療行為を行います。
3	放課後等デイサービス	学齢期の障害のある児童の居場所の確保として、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行います。 ※休業日（学校において授業を行わない日で、夏休み等の長期休暇等も含む。）
4	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活の適用のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。
5	障害児相談支援	障害児や保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等の連絡調整、モニタリングを行います。

6)地域生活支援事業

番号	サービス名	説明
1	理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障害者への理解を深めるための研修や啓発を行います。
2	自発的活動支援事業	障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
3	障害者相談支援事業	障害のある人などからの相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害者のための権利擁護を行います。
4	基幹相談支援センター	自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援など、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。
5	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居について支援します。
6	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用または利用する予定のある、身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者のうち、民法に定める後見開始等の審判の請求を行うことが必要で、後見人等への報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、同制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全額または一部を助成します。
7	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施します。
8	意思疎通支援事業	難聴、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通に支障がある人のために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣などを行います。
9	日常生活用具給付等事業	補装具以外の機器等で、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
10	手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
11	移動支援事業	介護給付の対象とならないケースにおいて、円滑に外出することができるよう移動に係る支援を行います。
12	地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を図ります。
13	日中一時支援事業	障害者や障害児に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等を行います。
14	訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者に対し、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅において入浴サービスを提供します。

第２章　成果目標等

第１節　福祉施設入所者の地域生活への移行

【第５期計画達成状況】

項目	基準 H28 年度末	目標 R2 年度末	実績 R 元年度末	見込 R2 年度末
施設入所者数	８人	７人	８人	８人
施設入所者数の削減		１人	０人	０人
地域生活移行者数		１人	０人	０人

■進捗状況及び今後の数値目標について

福祉施設入所者のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する障害者数を１人と見込みましたが、令和２年度末の見込は０人となっています。

第６期計画の目標として、国の指針では令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者の 1.6%以上を削減し、同入所者の 6%以上が地域生活へ移行することを基本としていますが、本町においては、施設入所者の多くの方が高齢又は重度の障害者であり、また、在宅生活が困難で施設入所が必要となる方もいることなど、地域の実情及びこれまでの実績を踏まえた上で、見込みを１名とします。

【第６期計画目標値】

施設区分	基準 令和２年度末	目標 令和５年度
施設入所者数	８人	７人
施設入所者減少数		１人
地域移行者見込数		１人

第２節　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第５期計画達成状況】

項目	目標 令和２年度末	実績 令和２年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	１か所	１か所

■進捗状況及び今後の数値目標について

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉等関係者による協議の場を圏域（※）内に１か所設置しました。

第６期計画の目標として、国の指針では、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、目標設定及び評価の実施回数を定めるとともに、当該協議の場への関係者の参加人数を定めることとしており、新たに追加された項目について目標を設定します。

また、精神障害者の障害福祉サービス種別の利用者数も新たに定めることとされて

おり、本町においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、利用者数１人を見込みます。

※広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制を図るため、広域的な行政単位として複数市町村を含む広域圏域が設定されています。本町は塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町の２市３町を構成市町とする宮城東部地域に含まれます。

【第６期計画目標値】

1)保健・医療・福祉関係者による協議の場

項目	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
開催回数	２回	２回	２回
関係者の参加者数	15 人	15 人	15 人
目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回

2)精神障害者のサービス種別の利用状況

項目	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
地域移行支援利用者数	０人	０人	１人
地域定着支援利用者数	０人	０人	１人
共同生活援助利用者数	１人	１人	１人
自立生活援助利用者数	０人	０人	１人

第３節　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第６期計画】

項目	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
地域生活支援拠点等の確保	１か所	１か所	１か所
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施数	２回	２回	２回

■進捗状況及び今後の数値目標について

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり）を持った地域生活支援拠点等の整備については、圏域内に１か所整備しており、今後も障害者の生活を支えるための体制の充実に努めます。

第４節　福祉施設利用者の一般就労への移行

【第５期計画達成状況】

項目	基準 H28 年度末	目標 R2 年度末	実績 R 元年度末	見込 R2 年度末
一般就労移行者数	１人	２人	２人	２人
就労移行支援事業の利用者数	３人	４人	５人	７人
就労移行率 30%以上の 就労移行支援事業所数	０事業所	１事業所	０事業所	０事業所
就労定着支援による職場定着率		100%	0%	33%

■進捗状況及び今後の数値目標について

令和２年度末時点に福祉施設から一般就労へ移行する者について２人を見込んでいたところ、令和元年度末で２人が一般就労へ移行、令和２年度末までさらに２人の移行が見込まれます。

令和２年度末において就労移行支援を実施する事業所数、及び就労移行支援事業を実施する事業所のうち就労移行率が 30%以上の事業所数を、それぞれ１事業所と見込んでいましたが、現時点での町内の就労移行事業所は０となっています。

また、就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を 100%と見込んでいましたが、令和元年度の実績は 0%、令和２年度末は 33%が見込まれます。

第６期計画の目標として、国の指針では、令和５年度末において令和元年度の一般就労への移行実績の 1.3 倍以上とすることを基本としており、本町においては３人を見込みます。

また、国の指針では、一般就労に移行した人のうち、70%以上の人が就労定着支援事業を利用することを基本としていますが、本町においては、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、65%を見込みます。

さらに、国の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が８割以上の事業所を全体の 70%以上とすることを基本としていますが、本町においては、町内に事業所がないことから、0%で設定します。

【第６期計画目標値】

項目	基準 令和元年度末	目標 令和５年度末
福祉施設からの一般就労移行者見込数	２人	３人
うち就労移行支援事業利用者数	１人	２人
うち就労継続支援Ａ型事業利用者数	１人	１人
うち就労継続支援Ｂ型事業利用者数	０人	０人
一般就労移行者のうち就労定着支援利用率	50%	65%
一般就労移行者のうち職場定着率８割以上の事業所	0%	0%

第５節　障害児支援の提供体制の整備等

【第１期計画達成状況】

項目	基準 H28 年度末	目標 R2 年度末	実績 R 元年度末	見込 R2 年度末
児童発達支援センターの設置	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援の体制構築	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

■進捗状況及び今後の数値目標について

いずれも圏域での設置・確保ができており、町内障害児がサービスを利用できる状態になっています。ただし、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は未設置となっており、令和５年度末までに圏域での設置を目指します。

※　児童発達支援センター

児童発達支援センターとは、児童発達支援事業に加え、地域の中核となる障害児の専門施設として施設の有する専門職を活かし、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、地域の中核的な療育支援を行う施設です。

※　重症心身障害児

重症心身障害児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。

【第２期計画目標値】

項目	目標 令和５年度末
児童発達支援センターの設置	1 か所
保育所等訪問支援の体制構築	1 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1 か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	１人

第６節　相談支援体制の充実・強化等

【第６期計画目標値】

1)総合的・専門的な相談支援

項目	目標 令和５年度末
総合的・専門的な相談支援の実施	実施

2)地域の相談支援体制の強化

項目	目標 令和５年度末
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言	12 件
相談支援事業者の人材育成の支援	12 件
相談機関との連携強化の取組の実施	12 回

■進捗状況及び今後の数値目標について

相談支援体制の充実・強化に向けた体制として、宮城東部地域自立支援協議会の基幹相談支援センターを整備済みです。この基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

第７節　発達障害者等に対する支援

1)ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の活用

保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムを活用し、発達障害児者及びその家族に対する支援を図ります。

2)ペアレントメンターの養成

ペアレントメンターとは、発達障害の子供を育てた保護者等が、その育児経験を活かし、子育てで同じ悩みを抱える保護者等にとって信頼できる仲間として活動するものです。このペアレントメンターを養成し、発達障害児者やその家族に対する支援を図ります。

3)ピアサポートの活動への参加

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同するなどの取り組みです。ピアサポートを推進し、発達障害児者やその家族に対する支援を図ります。

第８節　障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

【第６期計画目標値】

1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	目標 令和５年度末
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加	１人

2)障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項目	目標 令和５年度末
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有
審査結果の分析結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	１回

■進捗状況及び今後の数値目標について

町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、適正な運用を行う事業所を確保していくことにより、利用者が必要とするサービス等を提供していくため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行います。

第３章　障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第１節　訪問系サービス

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	240	15	414	15	360	15
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0	10	1
同行援護	0	0	0	0	5	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

単位：時間（１月当たりの総利用時間）、人（１月当たりの実利用者数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

居宅介護については、今後は介護保険制度への移行やグループホームへの入所により今までの利用者が減る一方、実績を踏まえ利用量は増加傾向にあると見込みます。

また、数は少ないものの、令和２年度になって行動援護、同行援護の利用がありました。今後とも計画相談事業所を中心に利用者のニーズを把握し、事業所と連携を図りながら必要な実施体制の充実を図ります。

サービス名	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	時間	人数	時間	人数	時間	人数
居宅介護（ホームヘルプ）	360	15	400	16	440	18
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
行動援護	10	1	10	1	15	1
同行援護	5	1	6	1	12	2
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

第２節　日中活動系サービス

【第５期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
生活介護	人日分	362	368	415
	実利用者数	21	22	24
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	65	77	23
	実利用者数	3	2	1
就労移行支援	人日分	97	93	155
	実利用者数	6	5	9
就労継続支援（Ａ型＝雇用型）	人日分	222	214	220
	実利用者数	11	10	11
就労継続支援（Ｂ型＝非雇用型）	人日分	816	972	1067
	実利用者数	47	53	57
就労定着支援	実利用者数	0	1	1
療養介護	人日分	217	210	217
	実利用者数	7	7	7
福祉型　短期入所 （ショートステイ）	人日分	36	7	27
	実利用者数	8	3	7
医療型　短期入所 （ショートステイ）	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

単位：人日分（１月当たりの延べ利用人数）、人（１月当たりの実利用者数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

1)生活介護

利用者のほとんどが重度障害者のため、今後も障害支援区分が重度の方についてはニーズが高いと考えられます。また、施設入所者の日中活動サービスとしても利用されており、今後の重度障害者の利用増加については、支援学校卒業生及び新規利用者が予想され、増加傾向と見込みます。利用者及び事業所と引き続き連携を図りながら支援していきます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	人日分	425	442	459
	実利用者数	25	26	27

2)自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練については、身体障害者及び難病等対象者が対象となっていますが、実施事業所が少ないことや、重度障害者が生活介護を利用することで、利用実績がありません。

生活訓練については、知的及び精神障害者が対象となっており、機能訓練と同様に実施事業所が少なく、地域移行に向けて一定の期間を決めて生活能力等の維持・向上のための訓練を行うため、利用者数の実績を勘案して見込み量を定めました。サービス事業所が少ないことから、広域的な対応により見込量の確保に努めます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	5	5
	実利用者数	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	25	50	50
	実利用者数	1	2	2

3) 就労移行支援

実施事業所が少なく、支援学校による就労移行支援施設への実習は行っていますが、利用者が少ないのが現状です。一般就労に向けた支援が必要となりますが、見込みについては微増と考えられます。就労機会の拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	人日分	155	172	172
	実利用者数	9	10	10

4)就労継続支援(A 型、B 型)

就労継続支援 A 型は、就労移行支援利用からの移行者や新規利用者の増加が予想されます。就労継続支援 B 型は、就労移行支援利用からの移行者や支援学校卒業生等、新規利用者の増加が予想されます。引き続き利用希望者に対する情報提供を図ります。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労継続支援（Ａ型＝雇用型）	人日分	220	240	260
	実利用者数	11	12	13
就労継続支援（Ｂ型＝非雇用型）	人日分	1000	1035	1087
	実利用者数	57	59	62

5)就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、相談を通じて課題解決に向けて必要な支援を行います。就労定着に向けた新たなサービス利用者の見込みは微増と考えられます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労定着支援	実利用者数	1	2	2

6) 療養介護

療養介護については給付対象者が限られており、利用者数等については現状からの増減は考えにくい状況です。ニーズ及びサービス提供のバランスが保たれており、引き続き支援を行っていきます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
療養介護	人日分	217	217	217
	実利用者数	7	7	7

7)短期入所（ショートステイ）

受け入れ事業所が少ないことから、実績数値の伸びはみられませんでした。

これまでの利用者数の実績及び利用者のニーズを考慮して見込み量を定めるとともに、広域的な対応によりサービスの確保に努めます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
福祉型　短期入所（ショートステイ）	人日分	27	32	39
	実利用者数	7	8	10
医療型　短期入所（ショートステイ）	人日分	0	0	1
	実利用者数	0	0	1

第３節　居住系サービス

【第５期計画期間実績】

サービス名	単位	平成30年度	令和元年度	令和２年度
自立生活援助	実利用者数	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	22	22	23
施設入所支援	実利用者数	9	8	8

単位：人（１月当たりの実利用者数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

自立生活援助は、これまで利用者がなく、県内に事業所もないため利用が難しい状況ですが、本人の意思を尊重し関係機関と連携しながら支援していきます。今後、サービスの利用希望があった際に対応できるよう、事業所等への参入促進を図ります。

共同生活援助（グループホーム）は、今後も障害者や介護者の高齢化による生活スタイルの変化に合わせ、家族から独立して生活する見込みのある人等のニーズが高まることも予想されるため、地域の理解を深めながら事業者等と連携、協力を図ります。

施設入所支援については、入所者の意向に配慮しつつ、介助者との連携を図りながら、地域への移行を推進します。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立生活援助	実利用者数	0	0	1
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	25	26	26
施設入所支援	実利用者数	8	8	7

第４節　相談支援

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
計画相談支援	44	44	48
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	2	2

単位：人（１月当たりの実利用者数)、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用している全ての方を対象に実施しています。障害福祉サービスを終了する人がいる一方で、新規利用者については増加しています。今後とも新規利用者及び継続利用者に対し、きめ細やかな計画相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。

地域移行支援は、地域に事業所がないことを踏まえ、実績を考慮して見込みました。地域定着支援は、緊急時の支援が必要な利用者への対応として、微増を見込みます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	50	52	53
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	2	2	3

第５節　障害児福祉サービス

【第１期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
児童発達支援	人日分	5	66	63
	実利用者数	2	3	6
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	247	242	374
	実利用者数	21	28	31
保育所等訪問支援	人日分	1	0	1
	実利用者数	1	0	1
障害児相談支援	実利用者数	10	16	15

単位：人日分（１月当たりの延べ利用人数)、人分（1 月当たりの実利用者数)、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

1) 児童発達支援

障害のある未就学児童を対象に、療育の観点から児童発達支援事業所に通所させることで、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、情報提供等の支援が行えるよう関係機関と連携を図ります。

医療型児童発達支援は、県内に事業所がないことを踏まえて見込数を定めました。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	人日分	84	95	105
	実利用者数	8	9	10
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

2)放課後等デイサービス

児童の授業の終了後又は休業日の利用について、療育手帳所持者の増加に伴い利用者が増加傾向にあります。実施事業所も増加傾向にあるため、今後も増加を見込んでいます。利用者のニーズを考慮したサービス提供が行えるよう、広域的にも事業者に対し働きかけていきます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
放課後等デイサービス	人日分	422	458	506
	実利用者数	35	38	42

3)保育所等訪問支援

集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校）を訪問し、障害児に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。利用者については実績を考慮し見込んでいます。また、ニーズの把握に努め、利用希望者へ情報提供を行っていきます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所等訪問支援	人日分	1	1	1
	実利用者数	1	1	1

4)障害児相談支援

障害児相談支援については、障害児福祉サービスを利用している全ての児童を対象に実施しています。今後も新規利用者及び継続利用者に対し、きめ細やかな障害児相談支援を提供していくため更なる充実を図ります。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害児相談支援	実利用者数	16	17	18

第４章　地域生活支援事業について

第１節　理解促進研修・啓発事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

■進捗状況及び今後の見込、確保の方策について

町の広報やホームページで、福祉サービス等の情報提供の掲載や各種団体の研修等の案内を対象者へ周知してきました。

今後も、理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民や障害者等に対して働きかけるよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有

第２節　自発的活動支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	有	有	有

■進捗状況及び今後の見込、確保の方策について

各団体の総会やイベントへの参加を含め、関係機関と共に連携を図ってきました。今後も、地域で障害者等が孤立することがないよう関係機関や地域住民と共に地域における自発的な取り組みを支援できるよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自発的活動支援事業	有	有	有

第３節　相談支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
障害者相談支援事業	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	0	0

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

相談支援事業につきましては、情報提供や助言が最も多く、関係機関との連絡調整を図り、広域的な働きかけを行ってきました。今後も、障害者等からの相談に応じ、地域における必要な相談支援を総合的に行えるよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1
住宅入居等支援事業	0	1	1

第４節　成年後見制度利用支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1

単位：件（年間の利用件数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

令和元年度から１件実施となっています。今後も相談支援事業者や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

第５節　成年後見制度法人後見支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	0

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

成年後見人制度の実績もなく、法人からの相談や実績は、平成 27 年度以降ありませんが、相談支援事業者や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、法人後見の業務を適正に行うための支援を実施するよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度法人後見支援事業	0	0	1

第６節　意思疎通支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1	1	1
	利用延件数	28	10	10

単位：人（1 年当たりの実利用者数）、件（1 年当たりの実利用件数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

意志疎通を図ることに支障がある障害者等は増加傾向にありますが、利用対象者は横ばいの傾向が強いと考えられます。今後も、意志疎通の方法等を周知しながら、ニーズ把握に努めます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
意思疎通支援事業	実利用者数	1	1	2
	利用延件数	20	20	40

第７節　日常生活用具給付等事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
日常生活用具給付等事業(計)	471	500	520
(1)介護・訓練支援用具	0	5	1
(2)自立生活支援用具	2	4	3
(3)在宅療養等支援用具	3	0	3
(4)情報・意思疎通支援用具	0	2	2
(5)排泄管理支援用具	466	489	510
(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0	0	1

単位：件（１年当たりの給付等件数)、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

日常生活用具については、排泄管理支援用具のうちストマ給付の対象者が年々増加しており、給付件数も増加しています。また、その他の給付項目については、給付件数が減少しております。実績等を踏まえて、日常生活用具給付等の件数が増えると見込まれます。今後も、ストマ給付の対象者だけでなく、障害に応じた日常生活用具の給付により生活の便宜が図られるよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日常生活用具給付等事業(計)	532	542	552
(1)介護・訓練支援用具	3	3	3
(2)自立生活支援用具	3	3	3
(3)在宅療養等支援用具	3	3	3
(4)情報・意思疎通支援用具	2	2	2
(5)排泄管理支援用具	520	530	540
(6)居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

第８節　手話奉仕員養成研修事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
手話奉仕員養成研修事業	無	無	無

令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込、確保の方策について

近隣市町と共同し、手話通訳者の養成とその充実が図られるよう努めます。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	無	有	有

第９節　移動支援事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
移動支援事業	利用時間数	463	270	100
	実利用者数	11	5	3

単位：時間（1 年当たりの延利用時間数）、人（1 年当たりの実利用件数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

令和元年度から利用者が減っていますが、今後は介助者の高齢化、移動支援ニーズの高まりが予想されることから、利用者のニーズに合った社会参加支援が行えるよう努めます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
移動支援事業	利用時間数	330	380	420
	実利用者数	8	9	10

第 10 節　地域活動支援センター事業

【第５期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 ２年度
地域活動支援センター事業	実施個所数	1	1	1
	実利用者数	24	25	20

単位：箇所（各事業を実施する事業所数）人（1 月あたりの実利用者数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

あさひ園では、三障害（身体障害、知的障害、精神障害）同一支援施設のため、利用者が安定した交流活動をしてきました。今後も、関係機関と連携しながら、更なる利用促進に努めます。

サービス名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター事業	実施個所数	1	1	1
	実利用者数	25	25	25

第 11 節　日中一時支援事業

【第 5 期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
日中一時支援事業	利用回数	51	55	43
	実利用者数	2	2	1

単位：回（1 年当たりの延利用回数）、人（1 年当たりの実利用件数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

利用者数は横ばいですが、今後もニーズに合わせて適切にサービスの提供ができるよう、関係機関と連携を図りながら事業の実施に努めます。

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	利用回数	75	110	150
	実利用者数	3	4	5

第 12 節　訪問入浴サービス事業

【第 5 期計画期間実績】

サービス名	単位	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	0	1	1
	実利用者数	0	1	1

単位：回（1 年当たりの延利用回数）、人（1 年当たりの実利用件数）、令和２年度は見込

■進捗状況及び今後の見込量、確保の方策について

重度の身体障害者に対して、居宅での入浴サービスを提供してきました。今後、新たな利用者は見込めませんが、相談支援事業所と連携と図りながら、生活支援としてサービス提供ができるよう努めます。

サービス名	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	5	5	5
	実利用者数	1	1	1

計画策定体制

七ヶ浜町長

七ヶ浜町第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）策定委員会

障害者が地域で自分らしい生活を安心して送ることのできる町づくりを推進するとともに、総合的かつ計画的な障害者福祉サービス体制を整備するための「七ヶ浜町第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）」の策定を目的として設置

○七ヶ浜町第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）策定委員会　委員名簿（6 名）

氏名	所属（役職等）
委員長　武田　光彦	七ヶ浜町教育委員会　教育長
副委員長　鈴木　安彦	七ヶ浜町身体障害者福祉協会　会長
髙橋　洋子	七ヶ浜町手をつなぐ親の会　会長
伊藤　くみ子	あさひ園保護者会「なでしこ」　会長
髙本　俊文	七ヶ浜町社会福祉協議会　主任主査
遠藤　敬一	七ヶ浜町民生委員児童委員協議会　会長

敬称略、順不同

七ヶ浜町第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）［令和3年度-令和5年度］　宮城県七ヶ浜町
〒985-8577　宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1　www.shichigahama.com